

福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会 第2回条例委任検討部会 議事次第

日 時 平成 24 年 5 月 21 日(月)
18 : 00～

場 所 市役所 15 階 1503 会議室

I 開会

II 議事

(1) 介護サービス事業等にかかる基準の検討項目等について

III 閉会

**保健福祉審議会 高齢者保健福祉専門分科会
条例委任検討部会委員名簿**

氏 名	団体名等
泉 賢 祐	福岡県社会福祉士会
伊 藤 豪	福岡大学商学部商学科
浦 田 裕	西日本新聞社論説委員会
加 藤 めぐみ	福岡市老人福祉施設協議会
鬼 崎 信 好	久留米大学文学部社会福祉学科
柴 口 里 則	県介護支援専門員協会
田 代 多恵子	福岡県看護協会
中 野 千 恵	福岡県介護福祉士会
廣津留 珙 子	福岡市介護保険事業者協議会

（敬称略・50音別）

福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会 第2回条例委任検討部会資料

資料 1 条例委任された厚生労働省令の整理

資料 2 意見募集 回答結果一覧

資料 3 介護サービス事業等の条例案作成あたっでの検討項目（案）

資料 4 意見募集の概要

意見募集 回答結果一覧

介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する
条例作成に係る意見募集の概要

1 意見募集の目的

地域主権改革の一環として、現在は厚生労働省令で定められている介護サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準を、各自治体が条例で定めなければならないこととされている。福岡市が条例化するにあたり、規制の緩和や強化について、事業者等のニーズや要望等を把握し、検討事項に反映させることを目的とする。

2 実施概要

(1) 実施時期 平成24年3月7日(水)～平成24年5月1日(火)

(2) 対象者 ・福岡市内の事業者及び関連団体 約1,700程度

介護サービス事業所	1,664事業所
その他施設	27事業所
関連団体	12団体

・その他ホームページに掲載し、広く市民から意見募集

3 意見回収状況

6件(30項目)

意見募集 回答結果一覧

No	省令名	条	項	号	一括法の基準 の位置づけ	内容
1	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	5	2		従うべき基準 ※(老人福祉法)特別養護老人ホーム「従うべき基準」の準用	(生活相談員の要件) 通所介護などにおける生活相談員の要件に関しまして、福岡県は社会福祉士、社会福祉主事、精神保健福祉士、医療機関や社会福祉施設での相談業務経験者となっていますが、各都道府県によって要件がバラバラで各都道府県で要件設定を行っている状況です。他県によっては、上記の要件にプラスして介護福祉士、介護支援専門員、保育士、看護師(准看護師)等も要件に組み込まれている県もあります。そのように福岡市も要件に関して <u>介護福祉士、介護支援専門員、保育士、看護師(准看護師)等を加えることによって今よりも雇用促進の向上に繋がることや離職率の軽減にもなると思います。折角、介護支援専門員や介護福祉士の資格を取っても活かされていないことも多々見受けられます。このことからしても要件のところを考慮していただきたくご意見させていただきました。</u>
2	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準				条例委任の対象でない項目	(デイサービス、デイケア開設への規制) 福岡市内を見ても通所系事業所などが地域によってはたくさんあったり隣接してあったり、認可制にての開設とは理解できますが特定施設等の総量規制があるように <u>デイサービス、デイケアの如何にも強豪森めき合う様な場所での開設には規制をかけてもいいような気がします。競争社会ではありますが、大小規模の乱立や閉鎖・休止・倒産等へもつながるだろうし、特に異業種や初めて介護事業される新規法人等にも慎重に厳粛に認可してほしい。</u> また、人員基準的には大規模事業所区分でも通常規模事業区分でも小規模事業所区分でも職員の配置は変わることはありません。この事業所区分における <u>単位数の格差(特に大規模事業所への減算単位数)は益々、離職率や雇用促進にマイナス要因になってると思われます。</u>
3	2 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準				条例委任の対象でない項目	(経験のある民間法人等への開設許可の緩和) 社会福祉法人等だけの開設基準ではなく、 <u>介護実績のある民間法人等(例えば10年以上とか)への開設許可を緩和してほしい。</u> また、 <u>入所待機者からして学校校区だけでない設置場所も検討していただきたい。</u> たとえば、既に設置している校区には広域型特別養護老人ホームの設置。
4	6 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準	2	7		従うべき基準	(介護支援専門員の増員) 介護支援専門員について 1以上(入所者100人につき1名)の改善希望 →50人につき1名 業務増大により外部、内部研修参加が困難。ケアマネ以外の質の向上が図れない。(日々の業務に追われている)

No	省令名	条	項	号	一括法の基準 の位置づけ	内容
5	6 介護老人保健施設 の人員、設備及び運営 に関する基準	2	5		従うべき基準	(リハビリ職員の増員) 「理学療法士、作業療法士または言語聴覚士 常勤換算 方法で、入居者の数を100で除した数以上」 →上記の内容では利用者が100名入居している施設に は、リハ専門職配置数は1名でも可能ということになる。実 際、 <u>100名の利用者をリハ専門職1名が週2回の訓練を行 い、計画案作成などその他業務を行うことは不可能であ る。平成23年度老人保健健康増進等事業「介護老人保 健施設における入所・短期入所リハビリテーションがもた らす在宅復帰・在宅生活支援に関する調査」においても 在宅復帰機能が低い1,493施設でさえ入所者100名あたり のリハビリ専門職配置数は3.8名となっている。(高齢施設 は4.7名)この点を踏まえ、内容を常勤換算方法で、入居 者の数を100で除して得た数以上から最低でも「入居者 100名に対して、3名以上のリハ専門職を配置する。」に変 更して頂きたい。</u>
6	9 指定地域密着型介 護予防サービス事業の 人員、設備及び運営に 関する基準 指定地域密着型介 護予防サービスに係る 介護予防のための効果 的な支援の方法に関す る基準	7	1		①参酌すべき 基準 ②条例委任の 対象でない項 目	(送迎車両への記名と飲酒運転に対する罰則) ①送迎車両への事業所名の表示を義務 通所等の送迎サービスは安全の確保が欠かせないも のであり、事業所名が表示されていない車両をもつ事業 所も含み、表示を義務付けることにより、 <u>安全運転に対す る意識づけに繋がると考える。</u> ②飲酒運転事故に対しては、事業所の取り消しも含めた <u>条例の制定</u> 福岡市においては、特に、飲酒運転(安全運転)に対す る取り組みが必要な自治体であり、保険者としての使命 (決意)を表わすべき。 ...を希望します。
7	4 指定地域密着型 サービスの事業の人員、設備及び運営に関 する基準	8			①参酌すべき 基準 ②条例委任の 対象でない項 目	(送迎車両への記名と飲酒運転に対する罰則) ①送迎車両への事業所名の表示を義務 通所等の送迎サービスは安全の確保が欠かせないも のであり、事業所名が表示されていない車両をもつ事業 所も含み、表示を義務付けることにより、 <u>安全運転に対す る意識づけに繋がると考える。</u> ②飲酒運転事故に対しては、事業所の取り消しも含めた <u>条例の制定</u> 福岡市においては、特に、飲酒運転(安全運転)に対す る取り組みが必要な自治体であり、保険者としての使命 (決意)を表わすべき。 ...を希望します。
8	3 指定居宅サービス 等の事業の人員、設備 及び運営に関する基準	7	1		①参酌すべき 基準 ②条例委任の 対象でない項 目	(送迎車両への記名と飲酒運転に対する罰則) ①送迎車両への事業所名の表示を義務 通所等の送迎サービスは安全の確保が欠かせないも のであり、事業所名が表示されていない車両をもつ事業 所も含み、表示を義務付けることにより、 <u>安全運転に対す る意識づけに繋がると考える。</u> ②飲酒運転事故に対しては、事業所の取り消しも含めた <u>条例の制定</u> 福岡市においては、特に、飲酒運転(安全運転)に対す る取り組みが必要な自治体であり、保険者としての使命 (決意)を表わすべき。...を希望します。

No	省令名	条	項	号	一括法の基準 の位置づけ	内容
9	8 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	99	1		①参酌すべき基準 ②条例委任の対象でない項目	(送迎車両への記名と飲酒運転に対する罰則) ①送迎車両への事業所名の表示を義務 通所等の送迎サービスは安全の確保が欠かせないものであり、事業所名が表示されていない車両をもつ事業所も含み、表示を義務付けることにより、安全運転に対する意識づけに繋がると考える。 ②飲酒運転事故に対しては、事業所の取り消しも含めた条例の制定 福岡市においては、特に、飲酒運転(安全運転)に対する取り組みが必要な自治体であり、保険者としての使命(決意)を表わすべき・・・を希望します。
10	4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	44	3		参酌すべき基準	(設備の専用要件について緩和) 認知症通所介護を一般の通所介護と同じ事業所で行う場合には、パーティション等で仕切る等により、職員、利用者及びサービスを提供する空間を明確に区別することが必要となっているが、利用者個々の有する能力に応じ、時として同一環境(空間)において、利用者同士がお互い助け合い・協力し合いといったサービスが必要である。 通所介護計画に基づき個別対応や必要な人員配置も行っており、一般の通所介護との一体的な基準の取り扱いと合わせ、柔軟な人権に配慮したサービス展開を考えて頂きたい。
11	9 指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	28	3		参酌すべき基準	(外部研修の機会の確保) 他のサービス事業も含んでですが、自事業所(団体)内での研修には限りがあり、また特に、外部研修に参加することにより、地域包括ケアシステムが目指す「連携」という点を学ぶ機会となり、保険者が管轄する介護保険関係機関の質の向上に役立つと考える。 県内のデイサービス事業所へのアンケートにおいても多くの職員が学びたいと思っており、その機会を持てるように管理者や保険者がバックアップすべきと考える。
12	8 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	43	2		従うべき基準	(管理者(または、生活相談員)の資格取得制度の創設)・・・他項目として新設 この項は、従うべき基準となっており変更できないが、通所介護全般において現状を取り巻く関係機関との連携や包括支援ケアシステムの構築には、管理者(または、生活相談員)への資格取得を義務付け、介護保険制度により精通・理解したやり取りが利用者への利益に繋がると考える。 特に、認知症の方へのサービスは、担当のケアマネジャーだけでは対処・対応に苦慮することも多く、サービス事業者と協力しあうことが大切で、福岡市として他にない、先駆的で効果的な取り組み事案となり得ると考える。

No	省令名	条	項	号	一括法の基準 の位置づけ	内容
13	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	94			従うべき基準	(管理者(または、生活相談員)の資格取得制度の創設)・・・他項目として新設 上記と同様なことですが、通所介護の作成や関係機関との連携等も含み、これからの管理者(または、生活相談員)への資格取得を義務付け、介護保険制度により精通・理解したやり取りが利用者への利益に繋がると考える。 また、市の第3者評価がなくなったため、ある程度のサービスの質の確保ができ、福岡市内の通所介護サービス事業者の質の平準化(ワンランクアップした)と連携の強化が期待され、福岡市としても他にない、先駆的で効果的な取り組み事案となり得ると考える。
14	4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	38	1		従うべき基準	(事故発生時の対応) ・・・市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない・・・ ⇒ ・・・事業者等に<u>速やかに</u>連絡を・・・ 条文をそのまま読めば「直ちに」と解釈出来ないこともないが<u>念を入れた方がよい</u>と思います。 法令の読み方は素人に解りにくいのですが、基準が出来た以上事業者に対しては守らせるよう指導をお願いします。＜週刊ダイヤモンド012/03/31 P55 参照 福岡市でもうわさを聞きます＞
15	6 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準	2	3		従うべき基準 ※但し、看護職員の配置基準は条例委任されていない	(職員の増員) 入所者の数が二またはその端数を増すごとに一以上(最低人員基準3:1を2:1に)
16	2 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	12	1	4	従うべき基準	(職員の増員) 入所者の数が二またはその端数を増すごとに一以上(最低人員基準3:1を2:1に)
17	2 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	40	1		従うべき基準	(職員の増員) 入所者の数が二またはその端数を増すごとに一以上(最低人員基準3:1を2:1に)、看護職員の夜勤配置義務化、介護職員と看護職員の各一名以上を従事させなければならない。

No	省令名	条	項	号	一括法の基準 の位置づけ	内容
18	2 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	56	1	4	従うべき基準	(職員の増員) 入所者の数が二またはその端数を増すごとに一以上(最低人員基準3:1を2:1に)、看護職員の夜勤配置義務化、介護職員と看護職員の各一名以上を従事させなければならない。
19	2 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	62	8		従うべき基準	(職員の増員) 入所者の数が二またはその端数を増すごとに一以上(最低人員基準3:1を2:1に)、看護職員の夜勤配置義務化、介護職員と看護職員の各一名以上を従事させなければならない。
20	5 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	2	1	3	従うべき基準	(職員の増員) 入所者の数が二またはその端数を増すごとに一以上(最低人員基準3:1を2:1に)、看護職員の夜勤配置義務化、介護職員と看護職員の各一名以上を従事させなければならない。
21	2 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	42			従うべき基準	(職員の増員) 入所者の数が二またはその端数を増すごとに一以上(最低人員基準3:1を2:1に)、看護職員の夜勤配置義務化、介護職員と看護職員の各一名以上を従事させなければならない。
22	7 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	48	2		従うべき基準	(職員の増員) 入所者の数が二またはその端数を増すごとに一以上(最低人員基準3:1を2:1に)、看護職員の夜勤配置義務化、介護職員と看護職員の各一名以上を従事させなければならない。

No	省令名	条	項	号	一括法の基準 の位置づけ	内容
23	6 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準	48	2		従うべき基準	(職員の増員) 二またはその端数を増すごとに一以上(最低人員基準3:1を2:1に)、看護職員の夜勤配置義務化、介護職員と看護職員の各一名以上を従事させなければならない。
24	2 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	12	1	4	従うべき基準	(職員の増員) (最低人員基準3:1を2:1に)、看護職員の夜勤配置義務化、介護職員と看護職員の各一名以上を従事させなければならない。
25	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	140			従うべき基準	(職員の増員) 利用者の数が二またはその端数を増すごとに一以上(最低人員基準3:1を2:1に)、看護職員の夜勤配置義務化、介護職員と看護職員の各一名以上を従事させなければならない。
26	6 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準	2	1	3	従うべき基準 ※但し、看護職員の配置基準は条例委任されていない	(職員の増員) 利用者の数が二またはその端数を増すごとに一以上(最低人員基準3:1を2:1に)、看護職員の夜勤配置義務化、介護職員と看護職員の各一名以上を従事させなければならない。
27	6 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準	3	2	5	参酌すべき基準	(浴室・トイレの構造) 「身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること」について。 2-5の浴室の項目では「入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること」と、介助の有無について言及しているのに対して、本項目では <u>介助の有無に関しては触れられていない</u> 。入浴、排泄については、利用者の身体状況や介助の有無、車いすの使用など状態に応じた対処法が必要であることを考えれば、トイレにおいてもその出入口の幅や奥行きは介助を考慮したものにすべきと思います。

No	省令名	条	項	号	一括法の基準 の位置づけ	内容
28	3 指定居宅サービス 等の事業の人員, 設備 及び運営に関する基準					(手すり) 階段、廊下に手すりを設けることとあるが、手すりは歩行や移動だけでなく、浴室、トイレでの移乗動作の補助として重要であり。「階段には～」「廊下には～」ではなく、「階段や廊下など、歩行や、移動、移乗動作など必要な箇所に適切な手すりを選択、設置すること」など手すりを主体とした項目を立てることも必要だと思います。
29	3 指定居宅サービス 等の事業の人員, 設備 及び運営に関する基準	24	2		参酌すべき基準	(訪問介護計画の柔軟な変更) 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、「当該計画の内容に沿って」作成しなければならない。 【サービス提供責任者の専門的かつ独自の動きができるよう、居宅サービス計画に沿った内容に限定されず、内容の追加や一部の変更等柔軟に計画作成を行うことが必要と考えています。】
30	5 指定介護老人福祉 施設の人員, 設備及び 運営に関する基準	3	1	ロ	従うべき基準	(多床室の必要性) 特養ユニット居室面積10.65㎡ 居室面積・廊下幅などについて ユニット型と多床室に面積的な大差は生じない為、多床室の必要性を訴えます。

介護サービス事業等の条例案作成に
あたっての検討項目（案）

検討にあたっての基本的な考え方

1. 介護報酬の変更は行わない。
2. 従うべき基準は、基本的には変更しない。
(変更する場合は、介護報酬に関わらない軽微な変更にとどめる。)
3. 参酌すべき基準を重点的に検討する。

(参考例)

区分	法的効果	検討方針	基準	
従うべき基準	法令に必ず適合しなければならない基準	基本的には独自基準を作る検討の余地がないもの	人員基準	全て
			設備基準	居室面積
			運営基準	内容及び手続の説明及び同意
				提供拒否の禁止
				サービスの取扱方針(身体拘束等)
				介護(従業者以外の介護の禁止)
				入所者の入院期間中の取扱い
				管理者による管理
				秘密保持等
				事故発生の防止及び発生時の対応
標準	通常よるべき基準	独自基準を作る検討の余地があるもの (合理的な理由の範囲内で地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容されている)	運営基準	利用定員等
参酌すべき基準	法令を十分参酌しなければならない基準	【重点的に検討】 独自基準を作る検討の余地があるもの (法令の基準を十分参酌した結果、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容されている)	従うべき基準、標準以外の基準全て	

介護サービス事業等の条例案作成にあたっての検討項目（案）

平成24年5月11日

分類	種別	検討項目	一括法の基準 の位置づけ	具体的な検討内容	現行法令（内容要約）
人員基準	在宅サービス系※	暴力団の排除	従うべき基準	役員などが暴力団排除条例に定める暴力団等でない旨の規定の追加を検討	※申請者の基準について、在宅サービス以外は、条例委任されていない
	全般	生活相談員の資格要件	従うべき基準	生活相談員の資格要件の明確化を検討	社会福祉主事又は同等以上の能力を有すると認められる者
	全般	職員の配置	従うべき基準	職員配置の増について検討 ①看護介護職員 ②リハビリ職員等	①入所者3人につき1人 ②入所者100人につき1人等
	全般	看護職員の配置	従うべき基準	看護職員の夜間配置を検討	規定なし
設備基準	施設系	施設における廊下幅要件	参酌すべき基準	廊下の一部を拡張することにより、入所者、従業員等の往来に支障がない場合は片廊下の幅1.5m以上。中廊下の幅1.8m以上（ユニット型の基準に合わせる）	片廊下の幅 1.8m以上、中廊下の幅2.7m以上
	施設系 居住系	バルコニーなどの設置	—	二階以上の建物の場合、バルコニーや外階段の設置を検討。なお、バルコニーは、車いすが通行可能な幅で検討	規定なし
	老健	浴室、トイレの構造	参酌すべき基準	出入口の幅等、介助を考慮したものにする規定の追加を検討	規定なし
	全般	手すりの設置	—	必要な部分に手すりの設置を検討	規定なし
	施設系	介護老人福祉施設の設備規定	—	汚物処理室の設置を検討	規定なし（老人福祉法の特養にのみ規定がある）
	短期入所	利用定員	標準	利用定員の緩和を検討	単独型は利用定員20人以上
	施設系	特養のユニット定員	参酌すべき基準	定員の明確化を検討	おおむね10人以下
	施設系	特別養護老人ホームの居室の定員	参酌すべき基準	定員の緩和を検討	1人、ただし必要な場合は2人とすることができる（夫婦部屋への対応）
	施設系 短期入所	多床室におけるプライバシーの配慮	—	間仕切りを設置する等、プライバシーに配慮した仕様とする等の規定を検討	規定なし
	通所系	設備の規定	参酌すべき基準	送迎車両に事業所名の表示の努力規定を検討	規定なし
	通所系	設備の規定	参酌すべき基準	認知症対応型通所介護と、通所介護の施設は専用とせず、相互で利用できるよう設備要件の緩和を検討	専用とすること、ただし介護の提供に支障がない場合はこの限りでない（認知症対応通所介護）
運営基準	施設系	非常災害対策	参酌すべき基準	備蓄用の非常食、飲用水、日用品等の確保など、非常時の対応の追加を検討	規定なし
				想定される非常災害の程度、規模別に具体的な計画を策定し、近隣住民、医療機関等との協力体制や連携体制の構築等の追加を検討	規定なし
	施設系 短期入所	サービスの取扱方針	—	身体拘束等への取り組み姿勢や、やむを得ず実施する際の手続きの追加を検討	規定なし
	施設系 短期入所	介護支援専門員の責務	参酌すべき基準	身体拘束記録に記録すべき事項に「身体拘束に至る具体的経緯や状態」「解除予定日」「解除に向けた具体的取り組み」等の追加を検討	身体拘束の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録
	施設系 短期入所	定員の遵守	参酌すべき基準	やむを得ない事情の明確化を検討	入所定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

介護サービス事業等の条例案作成にあたっての検討項目（案）

平成24年5月11日

分類	種別	検討項目	一括法の基準 の位置づけ	具体的な検討内容	現行法令（内容要約）
運営基準	施設系 短期入所	介護における入浴の回数	参酌すべき基準	入浴回数の増を検討	週2回以上の入浴・清拭
	特養系	社会福祉法人減免	—	社会福祉法人減免の実施についての規定の追加を検討	規定なし
	特養系	福祉避難所の設置	—	福祉避難所の設置についての規定の追加を検討	規定なし
	老健	入退所	参酌すべき基準	退所に際して、地域包括支援センターとの連携の追加を検討（地域包括ケアに向けた対応）	居宅介護支援事業者・主治の医師・保健医療サービス等との連携に努めなければならない
	全般	サービス提供記録等の保存期限	参酌すべき基準	保存期限を5年に延長を検討（介護報酬（時効5年）の不正受給などによる返還指導のため、確認書類が必要。）	保存期限2年
	全般	内容及び手続きの説明及び同意	従うべき基準	文書により同意を得ることの義務化を検討	サービスの開始について利用申込者の同意を得なければならない。
	全般	苦情処理	参酌すべき基準	苦情を処理するために講じる処置の概要の追加を検討	苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない
	全般	勤務体制の確保等 （研修機会の確保）	参酌すべき基準	具体的な研修計画を策定するとともに、研修結果を記録し、計画的な人材育成の仕組みを検討	規定なし
				利用者の人権擁護、虐待防止等のため、従事者への研修の実施等の措置を講じる努力規定の追加の検討	規定なし
				研修の機会の中に外部研修の追加を検討	規定なし
	全般 （介護施設を除く）	事故発生時の対応	従うべき基準	事業者の市町村等への連絡に「速やかに」の追加を検討	規定なし（介護施設には既に「速やかに」と規定されている）

意見募集の概要

介護サービス事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する
福岡市独自基準の項目案及び項目追加についての意見募集

1 意見募集の趣旨

- ・地域主権改革の一環として，現在は厚生労働省令等で定められている介護サービス事業者等の人員，設備及び運営に関する基準を，各自治体が条例で定めなければならないこととされている。
- ・条例化に当たり，事業者等のニーズや要望を把握するため第 1 回目意見募集を行った。（平成 24 年 3 月 7 日～5 月 1 日）
- ・第 1 回目意見募集の結果等について条例委任部会で検討し，福岡市独自基準について整理した項目や追加項目について，再度，市民や事業者等の意見募集を行う。

2 前回との比較

丁寧幅広く意見を集めるため，項目の整理と，周知方法の工夫などを行う。

	第 1 回目	今回
対象	事業者 （約 1,700 事業所） 関連団体 市民	事業者 （約 1,700 事業所） 関連団体 市民
周知方法	事業者・・・FAX 関連団体・・・個別依頼 市民・・・WEB	事業者 〔FAX 集団指導での資料配布〕 関連団体・・・個別依頼 市民・・・市政だより，WEB
内容	厚生労働省令をWEBに掲示して意見募集を行った。	① 厚生労働省令をわかりやすく整理した表をWEBに掲示するとともに，集団指導において配布する。 ② 「検討項目（案）」を掲示し，その項目や追加項目について意見募集を行う。 ③ 市政だよりでの周知を行う。

3 実施期間と今後の方針

- （1）実施時期：平成 24 年 5 月 22 日（水）～6 月 15 日（金）
- （2）提出された意見を整理した上で，次回の部会で対応案について検討していく。